

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：深浦町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.4%
全職員	60.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	94.0%
本庁係長相当職	72.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	98.3%
26～30年	91.5%
21～25年	91.4%
16～20年	91.3%
11～15年	96.1%
6～10年	99.2%
1～5年	72.7%

【説明欄】

役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者がいない。

役職段階別「本庁係長相当職」区分について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師職員が存在することが、差異の要因である。

勤続年数「36年以上」区分には女性の職員がいない。

勤続年数「1から5年」区分について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師職員が存在することが、差異の要因である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。